

私立学校法等施行細則をここに公布する。

○高知県私立学校法等施行細則

(昭和 51 年 9 月 1 日規則第 59 号)

改正 昭和 52 年 3 月 4 日規則第 5 号 平成 11 年 3 月 31 日規則第 38 号
平成 12 年 4 月 1 日規則第 157 号 平成 13 年 4 月 1 日規則第 82 号
平成 14 年 8 月 20 日規則第 82 号 平成 15 年 4 月 1 日規則第 43 号
平成 17 年 3 月 22 日規則第 36 号 平成 18 年 4 月 18 日規則第 72 号
平成 19 年 4 月 1 日規則第 50 号 平成 21 年 4 月 1 日規則第 43 号
平成 21 年 5 月 29 日規則第 57 号 平成 27 年 8 月 10 日規則第 55 号
平成 29 年 4 月 1 日規則第 38 号 令和 6 年 2 月 27 日規則第 5 号
令和 7 年 4 月 1 日規則第 43 号

私立学校法等施行細則

(私立学校の設置の認可の申請手続)

第 1 条 私立学校の設置の認可を受けようとする者は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 3 条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて、当該学校を開設しようとする年度(以下「開設年度」という。)の前年度の 10 月 31 日までに知事に申請しなければならない。ただし、当該申請者が知事の所轄に属する学校法人(学校法人に係る寄附行為の認可を申請している者を含む。)であるときは、第 7 号及び第 12 号から第 17 号までに掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 設置趣意書
- (2) 学級編制を記載した書類
- (3) 教職員組織表
- (4) 校長及び教員の履歴書、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 9 条各号に該当しないことの誓約書、就任承諾書及び教育職員免許状の写し並びに当該就任に係る所属長の承諾書
- (5) 事務職員その他の職員の履歴書及び就任承諾書、当該就任に係る所属長の承諾書並びに免許又は資格を要する職については、当該職員に係る免許又は資格を証する書類の写し
- (6) 校地、校舎その他の施設の整備計画書(設計図書を含む。)
- (7) 校地、校舎その他の施設の権利の所属についての登記所の証明書類(借用に係るものについては、貸借契約書の写しを含む。)
- (8) 校具及び教具の明細表
- (9) 飲料水の定性分析表(上水道以外を使用する場合に限る。)
- (10) 設置者の履歴書及び学校教育法第 9 条各号に該当しないことの誓約書
- (11) 創立費及び設置後 3 年間の収支計画書

- (12) 施設費及び設備費の財源調書
 - (13) 負債償還計画書
 - (14) 寄附行為(定款を含む。以下同じ。)
 - (15) 寄附行為所定の手続(私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 66 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる手続を含む。第 3 項第 5 号において同じ。)を経たことを証する書類
 - (16) 最近時の財産目録、貸借対照表及び収支計算書
 - (17) 主要な資産(第 7 号に掲げるものを除く。)及び負債を証する書類
 - (18) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類
- 2 前項の申請をしようとする者は、開設年度の前前年度の 4 月 30 日までに、次に掲げる事項を記載した私立学校設置計画概要書を知事に提出するものとする。
- (1) 設置の趣意
 - (2) 目的、名称、位置、開設の時期、課程、部、学科、収容定員、学級編制、教職員組織、施設、設備等開設しようとする学校の概要
 - (3) 設置者の資産及び負債の概要
 - (4) 創立費並びに設置後 3 年間の収支計画及び負債償還計画
 - (5) 設置者(法人が設置する場合は、発起人及び役員となる者)及び校長となる者の氏名及び経歴
 - (6) 児童、生徒又は幼児の数の確保の見込み
 - (7) 他の学校その他類似施設との競合等の見込み
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項
- 3 私立学校の収容定員の増加に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、学校教育法施行規則第 5 条第 3 項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更しようとする日の 6 月前までに知事に申請しなければならない。
- (1) 学則
 - (2) 変更事項を示す新旧対照表
 - (3) 変更後の学級編制を記載した書類
 - (4) 教職員組織表
 - (5) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類
- 4 前項の申請をしようとする者は、当該学則を変更しようとする年度の前年度の 4 月 30 日までに、次に掲げる事項を記載した私立学校学則変更概要書を知事に提出するものとする。
- (1) 変更の事由
 - (2) 変更の時期

- (3) 課程、部、学科、収容定員、学級編制、教職員組織、施設、設備等学則を変更しようとする学校の概要
 - (4) 収容定員の増加に係る児童、生徒又は幼児の数の確保の見込み
 - (5) 他の学校その他類似施設との競合等の見込み
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項
- 5 私立学校の課程、部又は学科(以下「課程等」という。)の設置の認可を受けようとする者は、学校教育法施行規則第 11 条又は第 13 条に定めるもののほか、第 1 項第 1 号から第 8 号まで及び第 11 号から第 17 号までに掲げる書類を添えて、当該課程等を設置しようとする年度の前年度の 10 月 31 日までに知事に申請しなければならない。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 項第 4 号	校長及び教員	課程等(第 5 項に規定する課程等をいう。以下この項において同じ。)の設置に係る教員
第 1 項第 5 号	事務職員その他の職員	課程等の設置に係る事務職員その他の職員
第 1 項第 6 号及び第 7 号	校地、校舎その他の施設	課程等の設置に係る校地、校舎その他の施設
第 1 項第 8 号	校具及び教具	課程等の設置に係る校具及び教具
第 1 項第 11 号	創立費	課程等の設置費
第 1 項第 12 号	施設費及び設備費	課程等の設置に係る施設費及び設備費
第 1 項第 15 号	を含む。第 3 項第 5 号において同じ	を含む
第 1 項第 17 号	主要な資産(第 7 号に掲げるものを除く。)及び負債	課程等の設置に係る主要な資産(第 7 号に掲げるものを除く。)及び負債

- 6 前項の規定にかかわらず、当該申請者が知事の所轄に属する学校法人であるときは、第 1 項第 7 号及び第 12 号から第 17 号までに掲げる書類の添付を要しない。
- 7 第 5 項の申請をしようとする者は、当該課程等を設置しようとする年度の前年度の 4 月 30 日までに、次に掲げる事項を記載した私立学校課程等設置概要書を知事に提出するものとする。
- (1) 課程等の設置の事由
 - (2) 課程等の設置の時期

- (3) 課程、部、学科、収容定員、学級編制、教職員組織、施設、設備等課程等を設置しようとする学校の概要
- (4) 設置者の資産及び負債の概要
- (5) 課程等の設置に係る児童又は生徒の数の確保の見込み
- (6) 他の学校その他類似施設との競合等の見込み
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項
(学校法人の寄附行為の認可の申請手続)

第2条 学校法人の寄附行為の認可を受けようとする者は、私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号)第3条第5項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて、当該学校法人が設置する私立学校の開設年度の前年度の10月31日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 設置する私立学校に係る施設費及び設備費の財源調書
 - (2) 負債償還計画書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類
- 2 前項の規定は、学校法人が新たに私立学校を設置する場合又は設置している私立学校に新たに課程等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可の申請について準用する。この場合において、同項中「第3条第5項」とあるのは「第44条第6項」と、「設置する私立学校の開設年度」とあるのは「新たに設置する私立学校の開設年度又は新たに課程等を設置しようとする年度」と、同項第1号中「設置する私立学校」とあるのは「新たに設置する私立学校又は課程等」と読み替えるものとする。
- 3 第1項(各号を除く。)の規定は、学校法人が新たに収益事業を行う場合に係る寄附行為の変更の認可の申請について準用する。この場合において、同項中「第3条第5項」とあるのは「第44条第11項」と、「次に掲げる書類」とあるのは「知事が必要があると認める書類」と、「設置する私立学校の開設年度」とあるのは「収益事業を開始する年度」と読み替えるものとする。

(授業の停止の届出)

第3条 私立学校が1月以上授業を停止しようとするときは、設置者から次に掲げる事項を具して知事に届け出なければならない。

- (1) 理由
 - (2) 児童、生徒又は幼児の処置
 - (3) 期間
 - (4) 理事会決議録(法人経営の場合に限る。)
- (校長及び教職員の採用及び解職の届出)

第4条 私立学校において校長を定めたときは、設置者から速やかに次に掲げる事項を具して知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名

- (2) 履歴書
 - (3) 専任兼任の別
 - (4) 学校教育法第9条各号に該当しないことの誓約書
 - (5) 校長としての資格を証する書類
 - (6) 採用の年月日
- 2 校長を解職したときは、設置者からその氏名及び解職の年月日を具して知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定は、教職員の採用又は解職について準用する。この場合において、第1項第3号中「専任兼任の別」とあるのは「専任兼任の別及び担任教科」と、同項第5号中「校長としての資格を証する書類」とあるのは「教育職員免許状の写し」と読み替えるものとする。

(私立学校審議会の名称)

第5条 私立学校法第8条第1項の規定に基づく県の私立学校審議会の名称は、高知県私立学校審議会(以下「審議会」という。)とする。

(審議会の委員の定数)

第6条 審議会の委員の定数は、10人とする。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、高知県文化体育スポーツ部私学・大学支援課において処理する。

(補助金の種類)

第8条 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第9条に規定する教育に係る経常的経費に対する高知県の補助金は、私立学校運営費補助金とする。

(計算書類の提出期日等)

第9条 前条に規定する補助金の交付を受ける学校法人等(学校法人及び私立学校振興助成法附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で知事の所轄に属するものをいう。以下この条において同じ。)は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)第16条の計算書類を、毎年度当該年度の翌年度の6月30日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の計算書類に係る私立学校振興助成法第14条第2項の規定による公認会計士又は監査法人の監査の監査事項については、知事が別に定めて、告示するものとする。
- 3 前項の規定は、私立学校振興助成法第14条第2項ただし書の補助金の額が少額である場合とする範囲を定める場合について準用する。
- 4 学校法人等は、毎年度、当該年度に係る収支予算書を、当該年度の6月30日までに、知事に提出しなければならない。
- 5 学校法人等は、前項の規定により届け出た収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに知事に提出しなければならない。

(収益事業の種類)

第10条 私立学校法第19条第2項の事業の種類は、知事の所轄に属する学校法人及び同法第152条第5項の法人(次条第3項において「準学校法人」という。)については、知事が別に定めて、告示するものとする。

(私立専修学校等への準用)

第11条 第1条(第3項及び第4項を除く。)、第3条及び第4条の規定は、私立専修学校について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条第1項	第3条	第187条第1項において準用する同令第3条
	学校法人(学校法人	学校法人又は準学校法人(第10条に規定する準学校法人をいう。以下この条において同じ。)(学校法人又は準学校法人
第1条第1項第4号	第9条各号	第133条第1項において準用する同法第9条各号
	教育職員免許状の写し	専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)に定める教員としての資格を証する書類
第1条第1項第10号	第9条各号	第133条第1項において準用する同法第9条各号
第1条第1項第15号	第66条第2項第1号から第4号まで	第66条第2項第1号から第4号まで(同法第152条第6項において準用する場合を含む。)
	を含む。第3項第5号において同じ	を含む
第1条第2項	前前年度の4月30日	前前年度の6月30日
	私立学校設置計画概要書	私立専修学校設置計画概要書
第1条第2項第2号	学科	学科、学科の属する分野、修業年限、授業時数
第1条第2項第6号	児童、生徒又は幼児	生徒
第1条第5項	課程、部又は学科(以下「課程等」という。)	課程
	第11条又は第13条	第187条第1項において準用する同令第3条
	当該課程等	当該課程
	課程等(第5項に規定する課程等をいう。以下この項において同じ。)	課程
	課程等の	課程の

第1条第6項	学校法人	学校法人又は準学校法人
第1条第7項	当該課程等を設置しようとする	当該課程を設置しようとする
	私立学校課程等設置概要書	私立専修学校課程設置概要書
第1条第7項第1号及び第2号	課程等	課程
第1条第7項第3号	学科	学科、学科の属する分野、修業年限、授業時数
	課程等	課程
第1条第7項第5号	課程等	課程
	児童又は生徒	生徒
第3条第2号	児童、生徒又は幼児	生徒
第4条第1項第4号	第9条各号	第133条第1項において準用する同法第9条各号
第4条第3項	「教育職員免許状の写し」	「専修学校設置基準に定める教員としての資格を証する書類」

- 2 第1条第1項及び第3項、第3条並びに第4条第1項及び第2項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条第1項	第3条	第190条において準用する同令第3条
	開設しようとする年度(以下「開設年度」という。)の前年度の10月31日	開設しようとする日の前日の5月前
	学校法人(学校法人	学校法人又は準学校法人(第10条に規定する準学校法人をいう。以下この項において同じ。)(学校法人又は準学校法人
第1条第1項第4号	第9条各号	第134条第2項において準用する同法第9条各号
	教育職員免許状の写し	担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有することを証する書類
第1条第1項第10号	第9条各号	第134条第2項において準用する同法第9条各号

第1条第1項第15号	第66条第2項第1号から第4号まで	第66条第2項第1号から第4号まで(同法第152条第6項において準用する場合を含む。)
第1条第3項	第5条第3項	第190条において準用する同令第5条第3項
第3条第2号	児童、生徒又は幼児	生徒
第4条第1項第4号	第9条各号	第134条第2項において準用する同法第9条各号

- 3 第2条の規定は、準学校法人について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1項	第3条第5項	第56条において準用する同令第3条第5項
	私立学校の	私立専修学校又は私立各種学校の
第2条第1項第1号	私立学校	私立専修学校又は私立各種学校
第2条第2項	新たに私立学校を設置する場合又は設置している私立学校に新たに課程等を設置する場合	新たに私立専修学校若しくは私立各種学校を設置する場合又は設置している私立専修学校若しくは私立各種学校に新たに課程を設置する場合
	「第44条第6項」	「第56条において読み替えて準用する同令第44条第6項」
	「新たに設置する私立学校の開設年度又は新たに課程等を設置しようとする年度」	「新たに設置する私立専修学校若しくは私立各種学校の開設年度又は新たに課程を設置しようとする年度」
	「新たに設置する私立学校又は課程等」	「新たに設置する私立専修学校若しくは私立各種学校又は課程」
第2条第3項	「第44条第11項」	「第56条において準用する同令第44条第11項」

附 則
(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 1 条第 2 項(第 13 条において準用する場合を含む。)の規定は、昭和 53 年度を開設年度とする私立学校の設置の認可の申請から適用する。
(私立学校法施行細則の廃止)
- 2 私立学校法施行細則(昭和 26 年高知県規則第 77 号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 学校教育法の一部を改正する法律(昭和 50 年法律第 59 号)附則第 2 条の規定により、改正後の学校教育法第 82 条の 8 第 1 項の規定による私立専修学校の課程の設置の認可を受けようとする場合及び当該私立専修学校の課程の設置に係る学校法人又は準学校法人の寄附行為の変更の認可を受けようとする場合に係る申請手続については、第 16 条第 1 項において準用する第 1 条第 4 項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附 則(昭和 52 年 3 月 4 日規則第 5 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 昭和 51 年度においては、改正後の私立学校法等施行細則第 13 条第 3 項中「6 月 30 日」とあるのは、「3 月 31 日」とする。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日規則第 157 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 1 日規則第 82 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 8 月 20 日規則第 82 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の私立学校法等施行細則の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日規則第 43 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日規則第 36 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 18 日規則第 72 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日規則第 50 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 略

- 3 略

(高知県個人情報保護制度委員会規則の一部改正)

- 4 略

(高知県県民室設置運営規則の一部改正)

- 5 略

(高知県損害賠償等審査会規則の一部改正)

- 6 略

(知事等の期末手当に関する規則の一部改正)

- 7 略

(次世代育成支援対策推進法第 19 条第 1 項に規定する特定事業主等を定める規則の一部改正)

- 8 略

(高知県職員被服貸与規則の一部改正)

- 9 略

(高知県予算規則の一部改正)

- 10 略
(高知県財産規則の一部改正)
- 11 略
(高知県庁内防火管理規則の一部改正)
- 12 略
(高知県庁舎管理規則の一部改正)
- 13 略
(私立学校法等施行細則の一部改正)
- 14 私立学校法等施行細則(昭和 51 年高知県規則第 59 号)の一部を次のように改正する。
(高知県住民基本台帳法施行細則の一部改正)
- 15 略
(高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則の一部改正)
- 16 略
(高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正)
- 17 略
(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)
- 18 略
(高知県漁業専門委員設置規則の一部改正)
- 19 略
(高知県漁船法施行細則の一部改正)
- 20 略
(高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)
- 21 略
(河川法施行細則の一部改正)
- 22 略
(永瀬ダム操作規則の一部改正)
- 23 略
(鏡ダム操作規則の一部改正)
- 24 略
(下田川水門等操作規則の一部改正)
- 25 略
(桐見ダム操作規則の一部改正)
- 26 略
(坂本ダム操作規則の一部改正)
- 27 略
(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

28 略
(高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則の一部改正)

29 略
(江の口川水門操作規則の一部改正)

30 略
(浦戸湾水門等操作規則の一部改正)

31 略
(高知県契約規則の一部改正)

32 略
(高知県旅費支給事務集中処理規則の一部改正)

33 略
(高知県用品等調達特別会計規則の一部改正)

34 略
(高知県給与支給事務集中処理規則の一部改正)

35 略

附 則(平成 21 年 4 月 1 日規則第 43 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 略
(高知県公文書開示審査規則の一部改正)

3 略
(高知県個人情報保護制度委員会規則の一部改正)

4 略
(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

5 略
(高知県個人情報保護審査会規則の一部改正)

6 略
(高知県県民室設置運営規則の一部改正)

7 略
(高知県損害賠償等審査会規則の一部改正)

8 略
(高知県職員被服貸与規則の一部改正)

9 略

(高知県予算規則の一部改正)

10 略

(高知県住民基本台帳法施行規則の一部改正)

11 略

(高知県庁内防火管理規則の一部改正)

12 略

(高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部改正)

13 略

(高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正)

14 略

(高知県災害救助基金規則の一部改正)

15 略

(高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

16 略

(高知県社会福祉審議会規則の一部改正)

17 略

(高知県介護保険審査会規則の一部改正)

18 略

(高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

19 略

(高知県青少年問題協議会条例施行規則の一部改正)

20 略

(高知県こどもの環境づくり推進委員会規則の一部改正)

21 略

(高知県文化賞授与規則の一部改正)

22 略

(高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

23 略

(高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部改正)

24 略

(私立学校法等施行細則の一部改正)

25 私立学校法等施行細則(昭和 51 年高知県規則第 59 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則の一部改正)

26 略

(高知県職員の職務発明等に関する規則の一部改正)

27 略

(高知県公害審査会規則の一部改正)

28 略

(高知県漁業専門委員設置規則の一部改正)

29 略

(高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

30 略

(桐見ダム操作規則の一部改正)

31 略

(高知県契約規則の一部改正)

32 略

附 則(平成 21 年 5 月 29 日規則第 57 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 8 月 10 日規則第 55 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 28 年度において私立学校の収容定員の増加に係る学則の変更をしようとする場合におけるこの規則による改正後の高知県私立学校法等施行細則(以下「新規則」という。)第 1 条第 4 項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更しようとする年度の前年度の 4 月 30 日」とあるのは、「私立学校法等施行細則の一部を改正する規則(平成 27 年高知県規則第 55 号)の施行の日から起算して 60 日を経過する日」とする。
- 3 平成 28 年度において私立学校の課程、部又は学科を設置しようとする場合における新規則第 1 条第 7 項の規定の適用については、同項中「当該課程等を設置しようとする年度の前年度の 4 月 30 日」とあるのは、「私立学校法等施行細則の一部を改正する規則(平成 27 年高知県規則第 55 号)の施行の日から起算して 60 日を経過する日」とする。
- 4 平成 28 年度において私立専修学校の課程を設置しようとする場合における新規則第 1 条第 1 項において読み替えて準用する新規則第 1 条第 7 項の規定の適用については、同項中「当該課程を設置しようとする年度の前年度の 4 月 30 日」とあるのは、「私立学校法等施行細則の一部を改正する規則(平成 27 年高知県規則第 55 号)の施行の日から起算して 60 日を経過する日」とする。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日規則第 38 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 27 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 7 年 4 月 1 日規則 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。